

水稲半相殺方式共済金算出方法について

被害耕地の見込単収の申告が必要です。

半相殺方式は、被害申告のあった筆の一定数を組合が任意に抽出し、実測等の調査により、申告された見込単収を修正する方法で収穫量を算出します。

この為、被害耕地の見込収量の申告は、共済金算出に大変重要な事項となります。

〈収穫量の算出方法〉

Aさんは、耕作圃場全ての5筆50aに被害があり、圃場ごとに見込収穫量を見積もり、被害申告を行った。

組合は、申告に基づき損害評価を行い、申告単収を以下のよう
に修正し収穫量を算出する。

圃 場	①	②	③	④	⑤
申告単収 (kg / 10a)	400	250	250	300	200
圃場①、②、③の3筆を抽出し調査 調査単収：① 350 kg ② 300 kg ③ 340 kg					合計 ㉠ 900 kg
修正単収 (kg / 10a)	350	300	340	330※	220※
合計 ㉡ 990 kg					

※ 圃場①～③は実測単収を採用し、圃場④、⑤はそれぞれの申告単収に、圃場①～③の申告単収 ㉠ に対する調査単収 ㉡ の割合を掛けて修正単収を算出します。

圃場④ 300 kg × ㉡ / ㉠ (110%) = 330 kg に修正

圃場⑤ 200 kg × ㉡ / ㉠ (110%) = 220 kg に修正

〈共済金の算出方法〉

- ・ 加入割合 : 8割補償（支払開始割合15%）※注（1）
- ・ 加入面積 : 表面の圃場①～⑤の5筆（全て10a）計50a
- ・ 基準単収 : 全て500kg ・ 単位当たり共済金額 : 226円

■ 減収量の計算

基準収穫量 － 収穫量 ＝ 減収量 単位 : kg

圃 場	①	②	③	④	⑤	合 計
基準収穫量	500	500	500	500	500	2,500
収穫量 (修正単収)	350	300	340	330	220	1,540
減収量	150	200	160	170	280	960

■ 特例減収量の計算

基準収穫量 × (減収量 / 基準収穫量 × 16/17 + 3/340) = 特例減収量

$$2,500 \text{ kg} \times (960 \text{ kg} / 2,500 \text{ kg} \times 16/17 + 3/340) = 926 \text{ kg}$$

■ 支払開始減収量の計算

基準収穫量 × 15% = 支払開始減収量

$$2,500 \text{ kg} \times 15\% = 375 \text{ kg}$$

■ 共済減収量の計算

特例減収量 － 支払開始減収量 = 共済減収量

$$926 \text{ kg} - 375 \text{ kg} = 551 \text{ kg}$$

■ 共済金の計算

共済減収量 × 単位当たり共済金額 = 共済金

$$551 \text{ kg} \times 225 \text{ 円} = \underline{123,975 \text{ 円}}$$

※ 上記は計算例のため、実際には共済金が僅かに異なる場合があります。

※ 注（1）：農作物共済の支払開始減収量の特例

水稻に係る過去の共済事故の発生状況、水稻に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等が行う農作物共済の共済関係における数量は、当分の間、事業規程等で定めるところにより、引受方式に応じ各号に定める数量とすることができる。

補償割合	支払開始割合
80%	15%
70%	25%
60%	35%